

個別報告要旨

【報告 1】

「現代マレー世界におけるスーフイズムを通じた新たなネットワークの形成」

久志本裕子（日本学術振興会・上智大学）

マレー世界の各地は、歴史的にイスラームの知のネットワークで繋がれ、スーフイーの師弟関係は其中で重要な役割を持っていた。しかし現代のマレーシアでは、スーフイズムの素養を持つ学識者が少なく、広域的な教団の活動もあまり見られない。ところが近年、「アラウィー教団」というスーフイー教団をめぐって新たなネットワークが形成されている。アラウィー教団は基本的に預言者の子孫、特にアリーの子孫の人々の間で継承され、マレー世界ではハドラマウト系サイドがその指導者となってきた。本発表では、彼らが主導する「マウリド」（預言者聖誕祭）というイベントの発展を軸として、彼らの活動がインドネシア、マレーシア、シンガポール、そして中東をつなぎ、サイドの役割とスーフイズムのイメージをも再編しつつあることを明らかにする。

マウリドを祝うことは 12 世紀頃にスンナ派イスラーム世界に広まったとされ、マレー世界でも預言者の誕生日や結婚式や新生児の髪剃り儀礼といった機会に、預言者の生誕を讃えるテキストを朗読する習慣が古くから存在する。しかし、新しいマウリド集会は、まず預言者の誕生日や結婚式といった特別な時期に限定されず、年間を通じて預言者を讃えることを目的として開催されること、そして特にハドラマウトにル

ーツを持つサイド、もしくはその弟子の非サイドが主導し、そのほとんどがアラウィー教団の実践者である、という点でこれまでのものと異なる特徴を持つ。マウリド集会の内容は、預言者を讃える詩や歌を朗読し、説教を聞くというもので、その目的は預言者への敬愛の念を強め自己の内面を純化するという神秘主義的志向が強いが、特定のスーフイー教団（タリーカ）と直接的に関わるのではなく誰にでも開かれており、大規模な集会には数万人が集まる。

マウリド集会は、特にアラウィー教団の高名な師の弟子たちを通じてインドネシア、シンガポールそしてマレーシアへと広がってきた。その発端は 1990 年代にインドネシアでマウリド朗読に伴う音楽が発達すると同時に、ハドラマウトへの留学や学者の来訪が活発化したことであつたが、マウリド集会が人々の心を捉えて急速に広まったのは、何よりもそれが「預言者との繋がり」を強調し、確信させるものであつたためと考えられる。預言者との繋がりとは、預言者へと至るウラマーの知の系譜やスーフイー教団の精神的系譜によって確かめられるが、サイドの血統が加わることでより強固になる。アラウィーヤの系譜はこの三つを兼ねている。マウリド集会では、このような系譜を持つ人々、特にその中でも「聖者」と呼ばれるにふさわしいような人々に近づくことで預言者への愛を深められることが強調され、実際に参加者は他の集会では得られない信仰心の変化を感じているのである。マウリド集会を通じて、スーフイズ

ムへの新たな関心を持つようになった人々が、確かな系譜を持つ指導者を求めてマレー世界内外の各地へ赴いたり、彼らを各地から招へいしたりすることで、新たな形の人と知識の交流が発展しているのである。

【報告 2】

「イスラム法制と「社会改革」：シンガポール 1950-60 年代のムスリム婚姻法制を巡って」

光成歩(東京大学大学院)

本報告はシンガポールで 1950 年代から 1960 年代にかけて整備されたムスリムの婚姻・離婚法について、法制構想とそれを巡る議論を「社会改革」という観点から整理する。構想の底流にある改革思想、議論の論者がよって立つ改革思想を明らかにし、それらが社会的・政治的変革期にあったシンガポールにおいてどのように交錯したのかを論じたい。

イスラム法制構想が具体化した 1950 年代初頭から、現在も改正を経つつ施行されている『イスラム法施行法』(Administration of Muslim Law Act)が議会を通過した 1966 年にいたるまでの期間は、シンガポールにとっては植民地から独立した国家への再編期にあたる。このような文脈で整備された婚姻・離婚法には、女性の権利拡充を前提として「夫婦」のあり方を再定義しようとする意図が込められていた。例えば、ムスリム法制が草稿・議論されていたのと同時期の 1961 年には、『女性憲章』(Women's Charter)が制定され、それ以前には宗教や民族の慣習法にもとづいた婚姻・離婚が認められていた非ムスリムに等しく適用されることとな

った。

ムスリムに対しては、『女性憲章』とは別にムスリムにのみ適用される婚姻・離婚法が制定された。これに関して興味深いのは、論争の的となった婚姻最低年齢の規定や一夫多妻婚の「制限」などが、一方では『女性憲章』の諸規定と、他方ではエジプト・パキスタンなどイスラム諸国で行われていた家族法改革の潮流と一致していたことであり、またこの二つの改革理念が法制を巡る語りのなかに混在している点である。報告では『ムスリム条例』(Muslim Ordinance、1957 年)、『イスラム法施行法』の法律(法案)条文、立法参事会および立法議会議事録、特別委員会報告書、新聞・雑誌を用い、ムスリムの婚姻・離婚法において追求された「社会改革」とそれを巡る議論についての言説分析を行う。

管見の限り、この時代のシンガポールのイスラム法制に対する関心は、研究群のなかで高いとは言えない。ただしシンガポールのイスラム法制が、技術的・理念的に、また携わった人材の面でも、後のマレーシアでのイスラム法制改革と密接な関連性をもっていることはすでに指摘されている。独立期シンガポールのイスラム法制という主題は、現代マレーシア・シンガポールで論じられているイスラムと司法の関係性について、歴史的視点からの検討を促すものと考えられる。

【報告 3】

「ボルネオ島イバン村落地における「真正なる儀礼祭宴」(ガワイ・アマット)開催の今日的状況」

長谷川悟郎 (筑波大学)

本発表は、サラワク州カピット県のイバン人村落社会で開催されるガワイ・アマットについて、ルマンバンとよばれる儀礼唄の職能的歌い手への聞き取りを中心とした実証的データをもとに、伝統文化の今日的あり方を考察する。

ガワイ・アマットは、これまで 1970～1980 年代の「消えゆく伝統文化」といったサルヴェージの視点に対し、1990 年代にはより堅固な文化としてその意外な根づよさと柔軟性が指摘されてきた。またかつての軍事指導者たる地域社会のリーダーが最高神の加護をもとめて開催する儀礼祭宴の最高位として確立していたが、近代化の時代では、政治やビジネス分野で成功をもとめる社会的勇者によって開催されるようになり、儀礼の神聖性は失われることなく文化的役割は発展していったという [Sutlive 1972; Jensen 1974; Davison And Sutlive 1991; Masing 1997]。

イバンにとってガワイの開催とは、「夢見よし、予兆よし、そしてガワイをおこなえば得られぬものはなし」と言われるように、神霊からの導きとしての夢見や占いとあわせて、人生の成功を得るための方策と位置づけられてきた。もっとも真正なガワイとされるガワイ・アマットは、儀礼唄 (ティマン) の種類にしたがいさらに 12 段階ものランクに分類され、その最高峰では、開催期間が少なくとも 7 夜 8 日にもおよび、その期間中、すべての儀礼工程が招かれる神の旅路を歌うルマンバンのニマン (唄い) によって統率される。12 段階のガワイはすべてを開催させることを 1 サイクルとし、社会的リーダーなど

傑出した者は人生のなかで 2 度、3 度と繰り返えし開催させてきた。

発表では、カピット県村落地出身で ANU の文化人類学徒であり、また現在サラワク州政府土地開発大臣を務める James Masing の研究 (Masing 1997) をもとに、ガワイのブダラ bedara、ガワ gawa、ガワイ gawai の 3 つの 카테고리分類を明確にし、もっとも高位かつ真正なるものと位置づけられるガワイ (ガワイ・アマット) のあり方に注目する。ガワイ・アマットは、これまでは夢見をとおして神霊からの指示を受けた者が開催を名乗ったが、開催には少なくとも 1 万リングットもの費用が掛かるとされ、実質的に開催者は富裕者に限られるといわれてよい。また、ガワイ・アマットを担えるルマンバンはカピット県内にわずか 7 人程しかなく、さらにその 12 段階の最高峰までを担えるのは 1～2 人であるという。ただしそれが最後に開催されたのは 1977 年であり、以来ガワイ・アマットへの需要も変化しているとみてよい。たとえば、この 10 年程はとくに村落地居住者のカピット町への移住が急速にみられ、ガワイでは町の一軒家の一晩のガワ開催が増加している。そこでは、ルマンバンでもランクの低いルマンバン・ミット (小ルマンバン) の活躍が推察できるだろう。

また、近年希少な人材となったルマンバンについては、その謝礼額の高騰が顕著にみられた。そこで指摘できるのは、ガワイの総合コーディネーターとしてのルマンバンの役割がひろがりである。ガワイのクライマックスといわれるブダの肝臓占いにおいて肝臓をよむことのできる

のは、これまで女性の社会リーダーたる「染匠」であったが、機織り文化の衰退もかさなり、ルマンバンがその代役をはたしている点などがわかった。本発表は、経済活況下の時代にも翻弄されることなく確固として発展しつづける社会文化の多様な側面の民族誌事例として、イバンのガワイ・アマットの現在に注目する。

【報告 4】

「サバ州における教育の「連邦化」の歴史的展開」

金子奈央(東京外国語大学大学院)

本報告は、サバ州(以下、サバ)と連邦政府の関係に着目しながら、サバの教育制度および政策が「連邦化」した過程について考察する。

サバは、北ボルネオとして、北ボルネオ特許会社(1881-1942)およびイギリス(1946-1963)の統治下にあった。その後、1963年9月16日に、マラヤ連邦、サラワク、シンガポールと共にマレーシアを結成し、イギリスからの独立を達成した。植民地統治期の北ボルネオ時代、サバでは英領マラヤとは異なる独自の教育制度、政策が施行されていた。1963年にマレーシアの一州となった後も、サバでは、教育に関しては、連邦の管轄事項としつつも、暫定的にサバの教育局が管轄すること、英語を主な教授用言語とした教育体系を維持することが認められていた。これは、マレーシア結成の際に、サバが求めるべき保障としてマレーシア協定の付属文書として提出された「20項目の保障規定(以下、20項目)」に基づくものであった。

サバが教育の独自性をある程度維持すること

が連邦政府によって保証された事例としては、以下のことがあげられる。サバ州教育局の局長は、1965年より教育省が決定、派遣することが開始され、教育省の管理の下で職務を遂行することとなった。しかしながら、州教育局長としての職務は、サバ州政府と議論の上で遂行するものとされ、州の教育に関する人事権は州側が持つこととなった。また、英領北ボルネオ時代の1956年に組織された教育委員会および地域教育コミッティはそのまま維持されることとなり、政策の決定にはこれらの組織の助言を得ることとされた。その他にも、教授用言語に限らず、サバの独自性が維持されたものとして、教育法規、カリキュラム、公的修了試験などがある。

マレーシア結成当初「20項目」を通して主張され、ある程度の範囲で認められていた教育分野の管轄権は、1970年に入り州政府によって放棄されるようになった。これに伴い、サバの教育制度および政策の「連邦化」が本格的に進んだ。この教育の「連邦化」は、第三代州首相となったムスタファ・ハルン政権期に進められたものである。1970年代のサバにおける教育の「連邦化」は、ムスタファ政権期の連邦と州の関係に大きく影響を受けたものであると考察する。

以上のことを踏まえ、本報告では、サバで独自に確立された教育制度が、重要な転換期とされる1970年代にどのような転換、発展を見せたのか、それに伴い、サバの教育諸機関はどのような影響を受けたのか、「20項目」などの独自の事情を考慮しながら考察する。

【報告 5】

「近代マレー半島ペラにおける華人錫採掘と非華人リース所有」

東條哲郎（愛媛大学特定研究員）

フェアニバルによる Plural Society 論が広く受け入れられる中で、マレー半島の近代における主要産業は特定の民族によって主に担われ、他の民族との関わりがほとんどなかったという構図が受け入れられており、その傾向は特に錫産業において顕著である。

19 世紀後半から 20 世紀初頭までのマレー半島の錫生産は、華人鉱床経営者が華人移民労働者を雇用して労働集約的に採掘を行ってきた。そのため、先行研究では華人の錫鉱床経営の特徴や、これに参入を試みたイギリスを中心とするヨーロッパ資本による採掘に焦点が当てられ、これまでマレー系の人々やインド系の人々などと錫採掘との関係は研究されてこなかった。本報告では、錫採掘地域が広がっていったこの時期に、彼らが華人を中心とした錫鉱床開発にどのように関わっていたのかについて、錫採掘用地保有や採掘状況を記した鉱業台帳を主な史料として用いて報告する。

ペラ沿海部ラルット地域は、在地首長であるガ・イブラヒムが支配する地域であり、ガ・イブラヒムは華人に対し鉱床使用权や関税を課す権利を持つなど、同地域に対しペラ王権から半ば独立した支配権を確立していた。イギリスの保護領化により錫に対する関税権などを失ったマレー系有力者は、新興のキンタにおける華人錫採掘に積極的に関わっていった。キンタ南部では、スルタンやキンタ地域の在地首長など、

ペラの伝統的首長者層が錫採掘に必要なリースを取得しており、それらの土地は華人への又貸しにより、実際に労働者を雇用して採掘がなされていた。また、古くから採掘が行われていた地域では、スマトラからの移民マレー系を含む多くのマレー系の人々がリースを所有していた。イギリスの保護領となり、関税収入を得ることができなくなったスルタンやマレー系有力者にとり、錫採掘による収入に代わる収入源であったと共に、キンタに住んでいたマレー系住民にとっても自身の住む周辺の土地を自分の所有地として登録し、それを華人に又貸しすることで錫採掘によって得られる利益を最大限享受していこうとしていたと考えられる。ただし、マレー系のリース所有者数・所有面積は 1900 年代に入ると徐々に減少し、また新たに開発されていった地域へのマレー系の参加は少なかった。

20 世紀に入ると採掘に有望な鉱床に対する価格が上昇したことを示しており、例え採掘を行なわなくとも、リースの所有自体が資産となり、採掘リースを借金の形として採掘資金をインド系金貸しなどに借金をする華人が出てきており、借金の抵当として彼らにリースが移った。インド系の所有者の多くは、取得後短期間の間に、華人などにリースを転売したが、リース取得後、転売せずに華人に対してリースの又貸しするものも現れた。

以上のように、マレー系やインド系の人々も採掘リースの所持を通じて採掘を主に担う華人との関係を築くなど、内陸部においては錫採掘を通じた民族間で様々な関係が生じていたと考えられる。

【報告 6】

「ルックイースト政策 30 年の功罪と今後の課題」

岡本義輝（宇都宮大学国際学部附属多文化公共圏センター研究員）

1) ルックイースト政策とは

1981 年 7 月に第 4 代首相に就任したマハティールは、日本の労働倫理や勤労意欲を日本への研修や留学を通じて直接学ぶ必要性を提起した。これが、「東方政策」である。

2) 日本留学予備教育機関

学部留学 (AAJ)、高専留学 (KTJ) ツイニング留学 (JAD) の 3 機関の概要を紹介。

3) 学部留学プログラム (AAJ)

マラヤ大学予備教育部門に設置され、2 年間に日本語と理数教科の教育を受けたあと日本の国立大学の 1 年次に入学する。AAJ (KTJ、HELP) のルックイーストの帰国後の就職先であるが、日系企業の R&D 部門には、ほとんど在籍していない。

4) 高専プログラム (KTJ)

学部留学開始の 1 年後の 1982 年から高専留学が始まった。2 年間の日本語と理数教科の予備教育を受けたあと、日本の国立工業高専の 3 年次に編入学する。定員 80 人のうち 20 人がノンブミである。

5) マレーシア高等教育基金 (HELP) とツイニング・プログラム

日本の円借款の事業である。第 1 期事業はマレーシアで 2 年間の予備教育を受けたあと、日本の大学 1 年次に入学した。(第 2 期事業は説明略)。第 3 期事業の期間は 2005 年 4 月～2015

年 3 月である。マレーシアで予備教育 1 年、大学 1～2 年次を受けた後、大学の 3 年次に編入留学する。

6) マレーシア日本国際工学院 (MJIIT)

2001 年に日馬政府で合意した。馬で日本型工学系教育を行うものである。2011 年 9 月に授業を開始した。授業言語は英語である。初年度学生数：学部 60 人大学院 30 人。

7) まとめ

マレーシアから日本への留学生数は各年約 2,000 人、中国、韓国、台湾、ベトナムに次ぐ 5 位である。プラザ合意以降の日本企業のマレーシア進出に良い影響を与えたのは評価できる。そしてルックイースト政策は 2000 年頃までは正しかったと言える、しかし、2000 年以降の精彩を欠く日本企業（特にマレーシアの輸出入の 1/3 を占める電子電機産業）がマレーシアの先達を務めるには面はゆい状況である。また、グローバル化にそぐわない「日本語」での教育は理念の終焉とともに役割を終えるべきである。

ルックイーストの帰馬後の就職先であるが、R&D 部門では役に立たないのでほとんど在籍していない。「Why」と「How」を持ったルックイーストに変えてゆく必要がある。